

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都板橋区高島平六丁目2番5号

氏名 大友運輸株式会社  
代表取締役 藤井 練和廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 9月 1日

許可の有効年月日 令和 8年 8月31日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、  
ばいじん

(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上15種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び  
陶磁器くず、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

(以上6種類)

## 2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面のとおり)

(1) 東京都板橋区高島平六丁目2番5号

(2) 東京都板橋区新河岸一丁目14番12号

## 3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として、2(1)の施設は9時から18時まで、2(2)の施設は  
8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入はすべて自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 9月 1日 新規許可

令和 3年 9月 1日 更新許可 第6回

令和 5年 9月 21日 変更届 積替え保管施設(1)の追加

令和 6年 2月 9日 変更届 積替え保管する品目(廃バッテリー)の追加

令和 7年 6月 16日 変更届 2(2)施設の保管場所、保管施設の面積の変更

令和 7年 12月 19日 変更許可 種類の追加(ゴムくず)

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

許可番号

第13-10-036630号

## 2 積替え保管施設

(1) 東京都板橋区高島平六丁目2番5号

面積: 637.205 m<sup>2</sup>

最大保管高さ: 3.5m

産業廃棄物の種類	保管量
金属くず、汚泥 (乾電池)	ドラム缶1個: 0.25 m <sup>3</sup>
金属くず、汚泥 (乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ドラム缶1個: 0.25 m <sup>3</sup>
金属くず、汚泥 (ボタン電池)	ペール缶1個: 0.03 m <sup>3</sup>
金属くず、汚泥 (ボタン電池 (水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ペール缶1個: 0.03 m <sup>3</sup>
金属くず、汚泥 (リチウム電池)	ペール缶1個: 0.03 m <sup>3</sup>
金属くず、汚泥 (ニカド電池)	ペール缶1個: 0.03 m <sup>3</sup>
金属くず、汚泥 (ニッケル水素電池)	ペール缶1個: 0.03 m <sup>3</sup>
金属くず、汚泥 (リチウムイオン電池)	ペール缶1個: 0.03 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類 (圧縮梱包後のものに限る。)	直置き: 32.67 m <sup>3</sup>
汚泥、廃プラスチック類、金属くず、廃アルカリ (廃消火器に限る。)	メッシュパレット1個: 0.68 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず (廃バッテリーに限る。)	メッシュパレット2個: 1.36 m <sup>3</sup>
合計	35.39 m <sup>3</sup>

(2) 東京都板橋区新河岸一丁目14番12号

面積: 1967.1 m<sup>2</sup>

最大保管高さ: 2.0m

産業廃棄物の種類	保管量
がれき類	コンテナ1個: 2 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物に限る。)	フレコンバック6個: 6.24 m <sup>3</sup>
合計	8.24 m <sup>3</sup>

(以下余白)